別記様式第４号（第14条関係）

登録料軽減申請書

年　　月　　日

農林水産大臣名　殿

申請人（品種登録出願者）
住所又は居所
氏名又は名称　　印
法人の場合には代表者氏名：

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（以下「法」という。）第17条第２項の規定による登録料の軽減を受けたいので、次のとおり申請します。

１　申請に係る登録品種の品種登録の番号：
２　法第17条第２項第１号に掲げる者又は同項第２号に掲げる者の別
　申請人は、
　□法第17条第２項第１号に掲げる者
　□法第17条第２項第２号に掲げる者
３　認定研究開発・成果利用事業計画の事業名及び認定年月日
　事　業　名：
　認定年月日：
４　登録料の納付年分：
５　添付書面の目録
□認定研究開発・成果利用事業の成果に係るものであることを証する書面
□職務育成品種であることを証する書面（該当する場合）
□使用者等が品種登録出願をすること又は従業者等がした品種登録出願の名義を使用者等に変更することが定められた契約、勤務規則その他の定めの写し（該当する場合）

（備考）
１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
２　氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
３　５の添付書面については、他の出願料軽減申請書等の提出に係る手続において提出している場合には、省略することができる。

○国土交通省令第九号

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）の一部の施行に伴い、並びに国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、地方整備局組織規則及び北海道開発局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年二月二十八日　　国土交通大臣　大畠　章宏

地方整備局組織規則及び北海道開発局組織規則の一部を改正する省令

（地方整備局組織規則の一部改正）

第一条　地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第九号中「並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）に基づく農商工等連携事業計画」を「、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）に基づく研究開発・成果利用事業計画」に改める。

第八十一条第九号、第八十三条の二第四号及び第八十三条の三第四号中「並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画」を「、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画」に改める。

（北海道開発局組織規則の一部改正）

第二条　北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第四十三号中「並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）に基づく農商工等連携事業計画」を「、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）に基づく研究開発・成果利用事業計画」に改める。

第三十九条第九号中「並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画」を「、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画」に改める。

附　則

この省令は、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十三年三月一日）から施行する。

告　示

○総務省告示第六十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十三年二月二十八日

総務大臣　片山　善博

政治団体の収支報告書の要旨（単位　円）

平成５年分
〔その他の政治団体〕
日本煌龍會

報告年月日　22.12.10	
１　収入総額	0
２　支出総額	0

平成６年分
〔その他の政治団体〕
日本煌龍會

報告年月日　22.12.10	
１　収入総額	0
２　支出総額	0

平成７年分
〔その他の政治団体〕
日本煌龍會

報告年月日　22.12.10	
１　収入総額	0
２　支出総額	0

平成８年分
〔その他の政治団体〕
日本煌龍會

報告年月日　22.12.10	
１　収入総額	0
２　支出総額	0

平成９年分
〔その他の政治団体〕
日本煌龍會

報告年月日　22.12.10	
１　収入総額	0
２　支出総額	0

平成10年分
〔その他の政治団体〕
日本煌龍會

報告年月日　22.12.10	
１　収入総額	0
２　支出総額	0